

令和元年度 第1回市川市環境審議会 会議録

後藤会長

それでは、ただ今より令和元年度第1回 市川市環境審議会を開会いたします。
まず事務局から定足数、会議の公開、傍聴についてお願いします。

事務局（循環型社会推進課 環境計画グループ主幹）

それでは、ここで定足数の確認をさせていただきます。

本日の会議の出席状況ですが、平原委員、新井委員から「欠席」のご連絡をいただいております。従いまして、現在、15名の委員の方にご出席いただいております。「市川市環境審議会条例」第6条第2項において、委員の半数以上の出席と定められておりますことから、本日の会議は、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の審議会でございますが、

議題1「第二次市川市環境基本計画の改定について」

議題2「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について」

報告「松戸市クリーンセンター建替えに伴う、松戸市のごみの受入について」となっております。

これらには非公開情報は含まれておりませんので、本日の審議会における公開・非公開につきましては「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして「公開」とすることによってよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは公開することといたします。

なお、本日傍聴を希望される方が2人いらっしゃいます。

傍聴希望者にお入りいただきます。

（傍聴者 入室）

事務局からは以上でございます。

後藤会長

それでは、審議に入りたいと思います。

まず、議題1「第二次市川市環境基本計画の改定について」であります。

循環型社会推進課から説明をお願いいたします。

循環型社会推進課長

それでは第二次市川市環境基本計画についてご説明いたします。

資料1-1をお願いいたします。

まず、1.「市川市環境基本計画とは」です。本計画は、環境の保全及び創造に関する施策の総

合的かつ計画的な推進を図るため、市川市環境基本条例により策定が義務付けられ、長期的視野に立って環境問題に取り組んでいく環境政策の大綱となるものです。以下、計画名称が長いので、「基本計画」とさせていただきます。

現行の基本計画の対象は、自然環境や地球環境等の5分野で、計画期間は平成23年度から令和2年度までの10ヵ年となっており、計画中間年度である平成28年度に、目標・指標の5年間の進捗状況を整理し、達成状況を評価、関連計画の改定状況を確認するなどの中間見直しを行い、平成29年10月に改訂しております。

続きまして、2.「国内外の動向について」です。

年表形式で示しておりますが、基本計画の策定後、平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」の閣議決定、平成27年12月に「パリ協定」の採択、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」の閣議決定、平成30年6月の「気候変動適応法」の制定及び「第四次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定等、地球環境・資源循環・自然環境の各分野において様々な動きがありました。

なお、年表の右側に書いておりますが、平成30年4月に閣議決定された国の第五次環境基本計画では、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を目指すことが掲げられており、次期基本計画の策定においても、取組内容とSDGsのゴールを関連づけることがポイントとして考えられます。

また、地球環境分野については、気候変動適応法の制定により、これまでの「緩和」だけでなく「適応」の考えが初めて法的に位置づけられました。昨今、地球温暖化の影響と考えられる猛暑や大雨等の極端な気象が頻発しておりますが、これらへ備え、被害を回避・軽減する適応策が今後より重要になってくることが考えられますので、これらについてもポイントの1つと思われま

す。

2頁をお願いいたします。

続きまして3.「SDGs(エスディージーズ)について」です。SDGsとは、Sustainable(サステナブル) Development(ディベロップメント) Goals(ゴールズ)」の略称で、日本語訳は「持続可能な開発目標」となります。最近ニュースや新聞等で取り上げられることも多いため、既にご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、先ほどご説明したとおり、次期計画の策定にあたり重要なキーワードとなるため、ここであらためてご説明させていただきます。

2015年9月、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、2016年から2030年までの国際目標が掲げられました。この目標がSDGsですが、17のゴールと169のターゲット、約230の指標から構成されており、各ゴールは視覚的にも分かりやすいよう、それぞれにカラーのロゴがございます。説明資料の中にSDGsの17のゴールを示しておりますが、紙面の関係でサイズが小さくなっておりますので、詳しくは「参考資料 SDGs(持続可能な開発目標)17のゴール一覧」をご覧ください。

SDGsは、「誰一人取り残さない」をキーワードとし、先進国を含む全ての国々が、全ての関係者と協調的なパートナーシップの下で行動することが想定されており、各自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取り組みが求められております。

また、表の下に※印で記載していますが、網かけ箇所は環境に関連する12のゴールとなっ

おりますので、本市においてもそれを踏まえて環境政策を展開していくことが重要と考えられます。

3頁をご覧ください。

続きまして4.「主な目標・指標の進捗管理について」です。第二次市川市環境基本計画では、施策の方向において目標・指標を掲げ、その進捗については各施策を所管する関係部署による点検結果を踏まえ、毎年公表しております。

目標・指標は全部で31項目ございますが、各分野についていくつかピックアップして説明させていただきます。併せて、資料1-1別紙をご覧ください。

まず、自然環境分野になります。No.1「自然環境モニタリング調査結果における生息種類」については、平成22年度に調査を実施し、92種を確認いたしました。同調査は平成23年度から平成29年度は実施できませんでしたが、平成30年度に実施し、110種が確認されております。なお、関連する取り組みとして、平成27年度より市民等の協力による「生物多様性モニタリング調査」を実施しております。No.2「市有緑地の面積」については、国分川調節池緑地が平成26年度以降、エリアごとに順次開園したことにより、近年は増加傾向にあります。No.4「エコファーマーの登録者数」については、農業従事者の減少や類似制度との競合により減少していると考えられます。

次に、地球環境分野になります。No.7「市全体での二酸化炭素排出量」について、平成28年度の排出量は、平成25年度に比較し、およそ17万2千トン、5.0%の減少となっており、主な要因としては、電力会社が火力発電を行う際の燃料が、石炭からLNG等の二酸化炭素の排出係数の小さいものになってきたことに合わせ、省エネ意識の向上、省エネ機器の普及等による電力消費量の減少が推測されます。なお、排出量の算出に必要な統計データの関係で、この値は速報値でして、確定値については今年度末に公表予定でございます。

次に、生活環境分野になります。No.10～14の各環境基準の達成率については、光化学オキシダントや海域の水質、騒音等を除き、近年では、100%の達成率となっております。No.15～17の都市基盤関連の指標項目は年々実績を伸ばしており、No.19「空間放射線量」については、平成24年2月以降、6箇所すべての地点で低減対策の目安(0.23 μ Sv/時)を下回っております。

次に、資源循環・廃棄物分野になります。No.20「市民一人1日あたりのごみ排出量」及びNo.22「不法投棄の処理量」については、近年減少傾向にあります。一方で、No.21「資源化率」の向上及びNo.23「ごみの最終処分量」の削減が進んでいない理由としては、分別排出が徹底できていないこと、資源物の分別回収量が減少していること、焼却灰の資源化が進んでいないことなどが考えられます。

最後に、協働についてです。No.30「いちかわ環境フェアの出展者数(参加者数)」は基準年度よりも減少しておりますが、これは開催会場の都合によるもので、来場者数については平成22年度よりも増加しております。資料1-1についての説明は以上となります。

続いて、資料1-2「第二次市川市環境基本計画の改定について」をお願いいたします。こちらは、現在事務局で検討している計画骨子案です。黒字部分は現計画を踏襲している部分、赤字が改定案のたたき台になります。本資料の「3.計画期間」「4.計画の主体と役割」「5.基本目標、基本理念、施策の分野」が、本日も審議をお願いいただく項目になりますので、よろしくお願

たします。

まず、1.「計画策定の目的」は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものです。

次に、2.「計画の位置づけ」は、図のとおり、市川市総合計画を上位計画とする、環境部門の総合的な計画であり、この下の市川市地球温暖化対策実行計画等の個別計画で、具体的な施策や事業の推進を図っております。また、都市計画マスタープラン等、関連する各種計画と連携を図っております。この位置づけは次期基本計画でも変わりませんが、現行計画の策定後に新たに策定された「市川市下水道中期ビジョン」及び「いちかわ都市農業振興プラン」について、赤字で追記しています。

続きまして、3.「計画期間」です。次期基本計画についても現行計画を踏襲し、また、総合計画の計画期間が10年間であることや、SDGsの目標年を踏まえ、令和3年度～令和12年度の10年間で考えております。

続きまして、4.「計画の主体と役割」については、千葉県環境基本計画も参考にし、事業者の役割に「従業員一人ひとりの環境保全意識の向上に努める。」という文言を追加しました。

続きまして、2頁をお願いします。5.「基本目標、基本理念、施策の分野」です。2ページが次期基本計画の体系図案で、3ページがその設定理由等を記載しております。本日ご審議いただきたいのは、「基本目標」「基本理念」「施策の分野」ですが、やや抽象的でイメージしにくいかと思っておりますので、施策分野を具体的に進めていくための「施策の方向」についても、薄い文字でいくつかのキーワードを記載しております。なお、「施策の方向」については次回以降にご審議いただく予定です。

それでは事務局案についてご説明いたします。まず、計画の根幹となる基本目標及び基本理念ですが、こちらは市川市総合計画の将来都市像、環境基本条例の理念、昨年度実施した市民・事業者アンケート結果を総合的に踏まえ、現行計画の内容を踏襲したいと考えています。

ただし、基本理念の順序につきましては、一部を変更しております。3ページの(3)にもありますとおり、国の第五次環境基本計画において「地球環境」「資源循環・廃棄物」「自然環境」のそれぞれに相当するキーワードがこの順になっているため、合わせる形で「地球にやさしいまち」「資源を大切にすまち」「自然が息づくまち」の順で、現行計画の理念を並び変えております。

また、体系図中の基本目標と基本理念では、それぞれに関係のあるSDGsのゴールのロゴを落としこむことで、SDGsの各ゴールとどのように関連しているかを視覚的に示しました。ここには17のゴールのうち13個が入っており、環境省が示している環境に関連している12のゴールも全て含まれていることから、次期基本計画において、幅広いSDGsのターゲットに分野横断的に取り組む必要があることが分かるかと思えます。

次に左から3列目の施策の分野ですが、こちらは現行基本計画策定後に制定された各種法令や、最近策定された他自治体の環境基本計画を踏まえ、3点の変更をいたしました。

1点目に、「地球にやさしいまち」に関する分野について、気候変動適応法を受けて「緩和策」と「適応策」をそれぞれ明記いたしました。

2点目に、「自然が息づくまち」に関する分野について、平成26年に策定した「生物多様性いちかわ戦略」を勘案し、「自然環境の保全再生」を「生物多様性の保全再生」といたしました。

3点目に、「健やかに暮らせるまち」に関する分野について、現行基本計画では「生活環境の保全」の枠のみで、それに関する施策の方向の1つに、「環境にやさしいまちづくり」があります。「生活環境の保全」は、大気環境や水環境の保全といった公害対策という側面が強いため、「環境にやさしいまちづくり」の観点から、より良い環境をつくり魅力あるまちづくりを進めていくという考えを分かりやすく表現するため、施策の分野に「快適な生活環境の整備」を新たに加えました。

資料1-2についての説明は以上になります。

なお、今回の環境審議会に先立ち、環境市民会議を開催いたしましたので、ここで、ご報告をさせていただきます。

資料1-3「第1回環境市民会議における意見について」をお願いいたします。

基本計画の改定にあたり、市民・事業者の皆様からご意見をいただくために、公募市民12名、事業者3名から構成される、環境市民会議を設置いたしました。

7月2日に第1回目となる環境市民会議を開催し、事務局が作成した基本計画の改定案について、「基本目標、基本理念、施策の分野」に関する意見交換をワークショップ形式で実施いたしました。その際に出席者の方からいただいた意見について、いくつか読み上げさせていただきます。お手数ですが、資料1-2の体系図を併せてご覧下さい。

まず、基本理念の2点目、SDGsのゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」は、「環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち」の箇所にだけロゴが入っているが、全ての基本理念に関わるのではないか。

次に、施策の分野の2点目、「生物多様性の保全再生」について、『生物多様性』という言葉はまだ一般的ではないと思われるため、括弧書きで「自然環境の保全再生」を加えたほうが、市民にとって分かりやすいのではないか。

また、同じく施策の分野の5点目、「快適な生活環境の整備」に『安心』という言葉を入れて、「安心・快適な生活環境の整備」としてはどうか。

といった意見がございました。

その他の意見につきましては、お手元の資料でご確認下さい。

説明は以上になります。

後藤会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたけれども、何かご意見ご質問ありますでしょうか、いかがでしょうか。

後藤会長

それでは、私から一つ質問です。資料1-1の2番目に「国内外の動向について」とありますね。わが国は環境基本計画に従ってずっとやっているわけですね。一次、二次、三次、四次、五次とずっとあるわけですがけれども、その中で、平成18年4月に第三次と書いてあり、平成30年の4月に第五次が書いてありますね。どうして第四次が無いのでしょうか。

第四次というのはちょうど東日本大震災があって、色んな環境の施策が変わった時でもありま

すよね。それも当然市川市に関して何も関係ないわけではないし、何か書くべきではないかと思
います。

循環型社会推進課長

こちらの年表から、第四次環境基本計画が表記として単純に抜け落ちていたものでして、第四
次も当然踏まえながらということになろうかと思えます。申し訳ございません。

後藤会長

加えていただけますか。

循環型社会推進課長

はい。加えます。

後藤会長

第四次は何年でしたでしょう。私の記憶だと第三次が、いわゆる数値目標が定められた時だと
思います。第四次はまた別の意味で大きく転換がありましたね。

循環型社会推進課長

平成 24 年度、2012 年 4 月に閣議決定がされております。

後藤会長

という事は、ちょうど 2011 年の大変な事故があった後の政策ですから、そういったものが盛
り込まれているはずですよ。第四次環境基本計画はそれだけ大きな環境政策の転換になってお
りますので、どうぞ入れてください。

循環型社会推進課長

はい。わかりました。

後藤会長

よろしく申し上げます。

石原委員

資料 1-3「環境市民会議における意見について」の内容は、資料 1-2 等に何らかの反映がされ
ているものがあるのですか。または、これは反映させようとか、あるいは今後どう扱っていくの
でしょうか。

循環型社会推進課長

まず、環境市民会議で出た意見につきましては、意見としてお伝えしまして、この後、資料1-2の内容を審議いただく中で、こういった意見を踏まえて変えた方がいいのではないか、そういうご意見をいただいた所で、反映させられればと思っています。まだ、今の資料1-2の中には反映した状態ではございません。

石原委員

つまりこの環境審議会の中で、これは取り入れた方がいいというのと言って欲しいということでしょうか。

循環型社会推進課長

審議の中でそのようなご意見があれば、取り入れたいと思っております。

後藤会長

我々の議論の中で声があがれば、計画案への反映について検討するということですね。

後藤会長

稲葉議員、何かございますか。

稲葉委員

市川市なりの環境基本計画を策定するにおいて、市川らしさとかが、もう少し分かりやすく前面に出ていると、見やすいとか、聞きやすいとか、分かりやすいという部分につながるような気がします。

計画の目標・指標としてあげられていても、凄く分かりやすいものとそうでないものもある。

例えば、指標の進捗管理があったとした時に、資源の分別ができていないからこうだと。だからこういうことで市川市はこういうふうと考えていかなければいけない、みたいな基本計画の持って行き方をしないのかなと思っています。

あるいは、いちかわ環境フェアの参加者が減少しているとか、増えているという状況があると。だからこのようにしなければいけないという、持って行き方はしないのかなと、読んでいてそう思ったのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

循環型社会推進課長

環境市民会議の話に戻るのですが、同会議の公募市民の面接をしております、その時に何人かの方から「市川市は、計画は良くできていると思います。ただ、それを市民の皆さんにお伝えするのがちょっと上手くないですね。市民とすればどんな計画なのかが、なかなか分かりづらいです。」と言われました。それは今、稲葉委員のおっしゃったように評価の部分、なぜ環境フェアで出展者数や人数が多くなると、環境について良いのか、などという説明が足りないからだろうと思います。

ですので、環境基本計画をいかに市民の皆さんに分かっていただくかという努力を、今まで以上にやっていかなければならないと思っております。

稲葉委員

もちろんその通りなのですが、例えばいちかわ環境フェアについて、環境フェアに多くの人に来て、多くの方に知ってもらえる機会になるわけで、例えば市川らしさをどういうふうに分かってもらえるとかっていう施策につなげるとか、もう少し具体的なものが前面に出てこないか。環境フェアを開催すれば、市民に分かってもらえるということではなくて、環境フェアで何を市民の方に伝えていかなきゃいけないとか、市川のこういうところをみんなで考えてもらいたいとかっていうふうに、市からも提案して市民からもどういうふうに戻ってくるかということが、基本計画の進行にも関わるし、計画の検証にもつながっていくのではないかと思ったのですが。

循環型社会推進課長

具体的には次回以降の審議会で施策の方向について議論していただくのですが、実際どんな施策を主として取り組んでいくのかというところで、市民の皆様が分かりやすいように、例えば地球温暖化対策だったら、エアコンの温度を上げたり下げたりそういう具体的な行動を通してどんな影響があるのか、二酸化炭素を減らすのにどう役立つか、そういったことをお知らせすることによって分かっていたかと思うので、その施策による影響などについて、もっと周知するように努めていければと思います。

後藤会長

はい。ありがとうございます。他に何かご意見ありますか。

はい、小山田委員。

小山田委員

新しく施策をということでおっしゃられておりましたけれども、資料 1-1 別紙について、それぞれの目標値がケー・ピー・アイ（KPI：重要業績指標）として設定されているものと思いますけれども、おそらく稲葉委員がおっしゃられていたのは、ここにある数値が達成されたからといって、これは多分、必要条件みたいな感じになると思います。そして、これが達成されたからといって市民の皆さんがどう実感するかという、十分条件が少し足りていないかと思います。例えばですけれども、この太陽光発電システムの設置数が増えたとして、増えたからいいというわけではないと思います。増えたことによって市民の生活が実感としてどう変わっていったのか、というところを何かしらで追っていく、そのような評価の仕方をそれぞれやっていかないと、なかなかうまくいかないのではないかと思います。

それを踏まえて、資料 1-2 の 4. 「計画の主体と役割」について、今回、事業者のところに、「従業員一人ひとりの環境保全意識の向上に努める。」という文言が追加されていますけれども、そもそもこれは事業者だけではなくて、市もやっていくべきことではないのかなと思います。このことについてどのようにお考えなのでしょうか。

循環型社会推進課長

もちろんおっしゃるように市でも率先行動として、いろんな施策を進めていかなければならないと考えております。例えば、この後説明します資料2に出てくるのですが、地球温暖化対策実行計画の中では、市の業務について温暖化対策をどのように取り組むかという事務事業編もございますので、市民の皆様をお願いするだけではなく、市の率先行動が必要であると思います。

小山田委員

ありがとうございます。結局のところ最終的に何をもって評価していくのかという部分をもう少ししっかり練らないといけないと思います。これが出来たら絶対こうだという100%の紐づけは多分出来ないと思いますが。

これについては色々と議論しながらやっていかないと、本当に良いものは多分出来てこないと思いますので、またこれから一緒に考えていければと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

後藤会長

はい、石原委員。

石原委員

先ほどは、市民会議の意見について、審議会の場でどれを取り入れたらいいかという意見をいただきたいとのことでしたので、私から提言させていただきます。いくつかはここで皆様の合意が得られれば、確かにこのくらいの変更はしたほうが良いと思います。

資料1-3の2、「意見内容」の3つ目の枠、施策の分野の2つ目、『生物多様性』という言葉が一般的ではないから「自然環境の保全再生」を併記しようと思いますが、これはまさにそうだと思うので、加えても良いと思います。

それからもう一つ、施策の分野の下から2つ目のところに、「快適な生活環境の整備」に『安心』という言葉を入れてはどうかとあります。これもそのように思います。例えば、2011年の原発事故の汚染土壌にしても未だに二俣に置いてあるし、未だに学校の雨樋の下などが気になる方もいらっしゃることを考えると、加えて良いものと思います。

それからもう一つ、その他の一番上のところに「市川らしい環境施策を市民に示す必要があるのではないか。」とあります。確かに今の基本計画はあまり市川らしさが出ていませんし、特徴らしいものがないと、どこかの自治体の環境基本計画とそんなには違わないと言われたらその通りですから、ここが何か本当に工夫できれば良いと思います。もし、今ここで何か良い意見が出たらそれを、そして、そうでなければ次の審議会までに少し考えて欲しいと、この3つだけ私から提言します。

後藤会長

今の石原委員のご意見に関して何か。他の委員の方ございませんか。

はい。どうぞ。

小倉委員

まず一点お伺いしたいのは、環境市民会議でいただいた意見に対して、回答はするのですか。

循環型社会推進課長

市民会議自体は意見交換をするということでお願いしていますので、次回の市民会議で、本日の審議会での審議内容を報告しようと思っています。

小倉委員

何らかの回答はしないといけないと思いますが、回答内容は慎重に精査しないと、考え方の違いによる意見もあり、そのままですと整合がとれなくなってしまうこともあり得るので、しっかり皆さんで理論的にチェックして出されて欲しいということがまず一点目。その中身については色々あるのですが、例えば基本理念の一点目で「地球にやさしいまち」の酸性雨やオゾン層破壊について、これはエネルギー使用量、あるいはエネルギーシステムに基づく汚染なんですね。後の大気汚染とか水質汚濁は主に物質が直接的に起こす環境汚染と言われているんですけども、そういう括りの大前提もありますので、回答するときはその辺をしっかり理路整然として返されたらいいと思います。

循環型社会推進課長

ありがとうございます。

後藤会長

他に、今のこの件に関してご意見ございますか。よろしいでしょうか。

では、そのあたりを含めて、事務局で取扱いをよろしくお願いいたします。

後藤会長

少々違う話でよろしいでしょうか。

資料 1-1 の別紙について、PDCA サイクルの話をしたと思っているのですが、目標値に棒線や上向き矢印などが記載されています。これは、やはり数値化しなくてはいけないところがあると思います。先程申し上げた第三次環境基本計画で数値目標を設定して、目標に持っていきましようとなったのですけれども、このあたりいかがでしょうか。

どうして数値化できないのでしょうか。個々の目標等を見れば、数値化しにくいというものもあるのですが、目標について数値化の検討はできないのでしょうか。

循環型社会推進課長

まずは、数値化できるものにつきましては、なるべく数値化して、それからこの指標や評価につきましても、これも今回の改定の対象にしたいと思っています。なるべく数値化でき、市民

の皆さんにこれならと分かっていただけるようなものを目標にしたいと思っております。

今回、資料 1-1 でお示ししておりますこの評価につきましては、数値化できるものとできないものが混在して載っているという状況ですので、今後の改定作業で、数値化できるものを中心に載せていければ良いと思っております。

後藤会長

今思いつく範囲で、どのあたりが数値化でき、どのあたりが数値化できない箇所というのわかりますか。

循環型社会推進課長

繰り返しになりますが、現計画の策定時に、数値化できるものは基本的に数値化しておりますので、それ以外の部分についてお答えするのは、この場では難しいかと思えます。

後藤会長

それでは、そのあたりをもう少し検討するようお願いいたします。

循環型社会推進課長

分かりました。

後藤会長

他に何かご意見ございますか。

議題 1 に関しては少し時間がありますので、関連なご意見をどうぞお願いします。

例えば資料 1-3、第 1 回の環境市民会議について市民会議でのご意見が色々ありますけれども、このあたり、我々環境審議会でどのようにそれをうまく舵取りというか、意見を少し我々のほうで揉むといたしますか、話し合うかということも大事だろうと思えます。それも含めて事務局の方に提案することになると思えますけれどもいかがでしょうか。

石原委員

せっかくですから振り返りという意味で、今度は資料 1-1 別紙の表の中から言います。

皆さんの理解のためにも私の理解のためにも、ちょっと説明していただきたいと思うのは、2 つ目の地球環境の枠の中の 7 番、市全体での二酸化炭素排出量が減ってきていますが、これはどういう要因で減ったのか、教えてもらいたいと思えます。

それから下のほうで、特に協働の部分ですが、例えば Web ページのアクセス数やエコライフ推進員の活動回数、環境フェアへの出展者数、25 番目のいちかわこども環境クラブの登録団体数について、年度によって大きく増減している部分が見受けられますが、この要因について説明いただければありがたいと思えます。

後藤会長

はい。よろしく申し上げます。

循環型社会推進課長

まず7番の二酸化炭素排出量について、市全体での二酸化炭素排出量がなぜ減ったかということですが、先ほど説明の中でも触れているのですけれども、地震があった関係で火力発電が増えました。そしてその後、その火力発電の燃料、これが石炭から二酸化炭素の排出係数が小さいLNG等に変わってきたことなどにより、二酸化炭素の排出量が減っております。

続きまして、25番のこども環境クラブの登録団体数の推移、なぜこのような変動があったのかということについては、申し訳ございませんが、今資料の持ち合わせがございませんので説明できません。

26番の環境情報の市Webページのアクセス数につきましては、環境部と清掃部の組織改変など所管が変更になったことに伴ってアクセス数が変動しているのではないかと思います。これも資料の持ち合わせがないので、詳細については申し訳ございませんが説明できません。

最後の、30番のいちかわ環境フェアの出展者数についてですが、以前は現代産業科学館で開催しておりましたが、途中でニッケコルトンプラザに会場が変わっております。このことによって出展できる数が少なくなってしまったため、数が変動しております。

後藤会長

よろしいですか。

石原委員

要するに、こうしたものは指標にするのだから、どういう施策をすれば増えるとか、どういう理由で減るとか、ちゃんと分かっているなければいけないし、そしてこれは目標設定する時もどういう数値を目標にするかということに関わってくるので、後藤会長がおっしゃったように私も目標、指標の設定はしっかりして欲しいと思います。

後藤会長

数値が変動した要因や、その背景を読み取り、理解しておかないと改善する部分も見えてこないと思います。PDCAサイクルというものをしっかりと理解しておかないと何らかの政策はできないと思います。どうぞ数字の変動しているところの内容をよく理解し、説明できるようにしておいてください。

循環型社会推進課長

分かりました。

道下副会長

先程の環境フェアの件ですが、私も環境フェアに参加させていただいているのですが、出展者

数が減ったというのは、もちろん参加を市から声を掛けてはくださっていると思います。そこに高齢化という問題もあり、やはり高齢化でそれだけの活動が年々出来なくなっている事も、少なくなっている要因でもあると思います。

そして、環境フェアはもう 27 回になります。場所が変わったりもしていますが、マンネリ化というのも少しずつ感じられるかなと思います。環境フェア終了後、参加して下さった方にアンケート等を取っていただいて、その方々がどんなことを考えているのかということを知ること、今後の環境フェアを開催するのに良いのではないかと思います。

後藤会長

第 1 回環境市民会議のご意見、たくさん書かれていますけれども、良いアイデアだと思ったのは、資料 1-3、2. 「意見内容」の基本理念のところの最後の行で、「全体を統合して横串で刺す」という部分です。これについて、何か事務局の方でご意見というかアイデアか何かございますか。

循環型社会推進課職員

今、会長からありました横串の関係につきましては、先程資料の中でもご説明いたしましたけれども、SDGs の 17 のゴールというのがまさにその横串で刺すということに近い内容になっておりますので、SDGs を意識した計画とするということで、見せ方も含め、どのように計画体系の中に SDGs の考え方を組み込んでいくかというのを、今後検討していければと思っております。

後藤会長

全然違った面での意見になるかも知れませんが、環境政策に関するゴールとして色んな指標があると思います。これらを一目で分かるようなレーダーグラフのようなものを作ったらいかがでしょうか。レーダーの大きさや広がり方で示したらある程度分かりやすいかなと思います。

何かご意見ありませんか。

はい、どうぞ。

稲葉委員

資料 1-1 別紙の目標・指標の実績・評価等の中で伺いますけど、例えば廃棄物の部分で、市民一人 1 日あたりのごみの排出量というのが例えば平成 29 年度から令和 2 年度においてマイナス 10 となった場合に、資源化率が 10 アップして、不法投棄は減少、そしてごみの最終処分量が一気に半分になっていくという設定があったとします。具体的にこういう資料を出す時に、例えば市がごみの回収を 3 回から 2 回にした時にこのように数値の変動があったとか、そういうポイントとなる部分、例えばこの表が一覧になっていなくてもページが増えたとしても、そういう形で提案しないと、この数字を見ただけでは分かりづらい。逆に言うと、そういう施策をしても変わらなかったのと、逆に凄く大きく動くのと、何の理由があってこのように数字が変動したのかが分かるように提案されないと、備考欄に色々書いてあるものもちろんありますけど、例えばマナーを強化すれば解決するのか、例えば市民の本質的なマナーに期待したい部分だとしたら、指

導員を増やせばいいかという議論や、また違ってくるものもあった時に、そういうもっと色んなところでの啓発活動が必要なのだろうかとか、施策というのは色々議論をしなくてはいけないと思います。

ただ目標値を示すのではなくて、最終的に市川市はこうしていきたいという部分も見えてこないと分かりづらいと思うのですが、意見を伺えますか。

後藤会長

はいどうぞ

循環型社会推進課長

ごみについては、環境基本計画の下に「じゅんかんプラン 21」という廃棄物の計画があり、その中で計画についてどのように考えるかということに記載してありますが、この環境基本計画においても、もう少し分かりやすいように、どう関連するのかということも付け加えられればと思います。

稲葉委員

それで間違っていないけれども、例えば急な人口変動があったとして、急に資源化率が 10 ポイント上がって、逆に最終処分量が半分になるというと、どうしても流れとして納得できない部分があると思います。じゅんかんプランがこうなっているからではなくて、やはり現実を踏まえて、施策というものを提案したり指標を設定していかないと、単なる夢物語をやるのか現実的にちゃんと足跡つけていくのかでやっぱり違ってくると思うのですが、それについてはどうでしょうか。

循環型社会推進課長

実際に例えば収集回数の話が先程出ていましたが、平成 29 年度に収集回数を減らしたことによって燃やすごみで約 2,200 t、2.8 パーセント減っているといったことを踏まえて、この計画についても随時見直し、施策を考えていったほうが良いというご意見かと推察しますが、そのとおりだと思います。

稲葉委員

というのも、例えば今話に出た平成 29 年度から 30 年度にごみの収集回数が変わって、ごみの処分量が減っていると、こういうのが施策として反映していく中で、それでは目標値に向かってこう行くんだというのが提案なり、分かりやすい解説であると思います。そうしないと、そこまでが分かってこれを読んでいる人と、そうでない人もいらっしやると思うので、そういうところがこういう評価表を出す時に必要なのではないかと考えています。

循環型社会推進課長

分かりやすい評価をするように考えたいと思います。

後藤会長

はい、ありがとうございました。

ところで、第1回環境市民会議についての資料1-3の中で、3Rの推進について『5R』という意見があります。これについて、何か今後の政策で取り入れる、あるいは考えることはないでしょうか、いかがですか。

まず事務局では5Rについてどのような考えなのか、と同時にそれに対する次なる取り組み方はどうでしょうか。

循環型社会推進課長

まず5Rの残りの2つはリフューズとリペアという、そもそもごみになるものをもらわないこと、そして直して使うということですが、今、廃棄物の計画のほうで基本として考えているのが3R、その内、今回改訂の準備を進めていますけれども、その中でさらに強調しようと思っているのはリデュースとリユースの2Rです。そもそもごみになるようなものを出さないことと、それから繰り返し使うことを基本に今は考えていますので、こちらのご提言では5Rを掲げている国もありますということですが、日本としては5Rを掲げているということではないので、この部分については取り入れるのは難しいかなと思っております。

後藤会長

はい、今の解釈でよろしいでしょうか。

小倉委員、何か追加説明など、ございましたらどうぞお願いします。

小倉委員

このRの数について、実は学会でも異なる意見が出ることもあるのですが、概ねのところは、言われたようにリフューズとリペアが次の2つに挙げられていると思います。ちなみに日本の自治体で5Rを入れているところもあります。ただリペアの範囲や定義など、少し難しいところもあります。

それともう一つ、大きい流れとしては、エネルギーについても、リデュース、リフューズ、リサイクルで再生利用しようという考え方がありますが、その辺りについても、まだ、整理ができていない状況です。

先程申し上げたように理路整然と整理されて、市川市としての定義づけをして、5Rやエネルギーの3R等も考慮した上で、市はこのように取り組んでいきます、とすれば良いと思います。

後藤会長

他に何かご意見ございますでしょうか。

議題1に関してはよろしいでしょうか。

それでは、事務局の方は今までいくつかご意見が出ましたので、まとめていただいて改定作業を進めていただきたいと思います。

後藤会長

それでは

議題2「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について」事務局から説明をお願いします。

循環型社会推進課長

それでは、市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について説明いたします。資料2-1をお願いします。

まず現計画の概要ですが、計画の名称が長いため、本日の説明では「実行計画」とさせていただきます。

実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律において、都道府県、政令市及び中核市には策定が義務付け、その他の市町村には策定が努力義務とされている法定計画です。

令和2年度までを計画期間とし、「低炭素なエネルギー対策の推進」「低炭素なまちづくりの推進」「低炭素なエネルギー対策とまちづくりを推進する人づくり」の3つの基本目標を軸として様々な取り組みを進めることにより、市域から排出される二酸化炭素の量を平成25年度・2013年度比で、令和2年度・2020年度までに15%削減、2025年度までに20%、2050年度までに70%削減という短期、中期、長期目標を掲げて、平成28年3月に策定しました。策定に際しては、国が示している策定マニュアル等に準拠し、また、本審議会へ諮問し、いただいた答申を踏まえて策定しております。

次に2.「温室効果ガス排出量算定に用いる国・県の統計改訂に伴う市排出量推計値の修正」をご覧ください。

実行計画においては、市域における二酸化炭素排出量を把握する必要がありますが、測定機械などで大気中の二酸化炭素を実際に測定しているわけではなく、国の算定マニュアルに基づき、国や県の統計データを基に、按分計算により年度ごとの排出量を推計しています。

活動内容に応じて5つの部門に区分しており、家庭における電気や燃料などのエネルギー消費による排出量を「民生家庭部門」、事務所ビル、店舗などにおけるエネルギー消費による排出量を「民生業務部門」、自動車・鉄道におけるエネルギー消費による排出量を「運輸部門」、製造業・建設業などにおけるエネルギー消費による排出量を「産業部門」、廃棄物の燃焼処理における排出量を「廃棄物部門」として、それぞれ推計しています。公表される統計データを用いるため、最新版でもだいたい2年遅れになります。

実行計画の策定後、はや5年が経過しているわけですが、その間、(1)の民生業務部門の推計に用いる「総合エネルギー統計」、そして(2)の民生家庭、業務、産業部門の推計に用いる「都道府県別エネルギー消費統計」、また(3)の運輸部門に用いる「自動車燃料消費調査」について、過去年度に遡って改訂、修正がなされました。これに伴い、実行計画の基準年度である平成25年度に遡及して市域における排出量を再算定いたしました。

再算定したものが右下の棒グラフとなりまして、再算定前は、基準年度282万5千トンCO₂であるのに対し、再算定後は340万5千トンCO₂と、統計の改訂・修正に伴い約2割、市域における排出量が増加する結果となっています。

2頁をお願いいたします。

3.「現計画の評価」として、(1)市域におけるCO₂排出量の推移です。先ほどご説明した統計の改訂・修正を反映し、算定した排出量を表、グラフにて示しています。

表の注釈1のとおり、最新の平成28年度・2016年度については統計データが暫定値としての公表のため、確定値ではありません。また、注釈2、廃棄物部門については、算定マニュアルを精査し、数値を修正しております。

具体的には、市クリーンセンターで焼却処理している一般廃棄物について、これに含まれる廃プラスチック類の焼却に伴って発生するCO₂を計上しておりますが、平成26年度からは、市衛生処理場で行っている「し尿処理」によって発生する脱水汚泥についても市クリーンセンターに搬入して焼却処理しており、焼却処理量全量に加算していました。

毎年度クリーンセンターにて焼却する一般廃棄物の量は約12万トン弱であり、これに脱水汚泥約3千トンを加算した量に対し、廃プラスチック類の比率を乗じてCO₂量を算出していましたが、国の算定マニュアルによると、生ごみや紙くず等のバイオマス起源の廃棄物の焼却に伴うCO₂については、植物により大気中から吸収されたCO₂が再び大気中に排出されるものであり、排出量には含めないとされているとのことでした。

衛生処理場から搬出される脱水汚泥は、バイオマス起源であり、廃プラスチック類は含まれないため、脱水汚泥の焼却に伴って排出されるCO₂は控除することとした、という内容が注釈2になります。

表に戻りまして、CO₂の排出量の推移ですが、平成28年度・2016年度では全体で323万トンと、基準年度の平成25年度・2013年度と比較して約5%の削減となっています。令和2年度・2020年度までの目標は15%削減ですので、このペースでは目標達成はなかなか厳しい状態になっています。

また、部門別では、運輸部門の削減が進んでおらず、基準年度比で1.1%の増加となっております。一般的な感覚としては、車1台の燃費自体は向上していると思うところではありますが、国の統計データを見ますと、全体の走行距離、また車の保有台数も増加しており、自動車の走行に伴う燃料消費量の総量が増えていることが分かります。

これらのことから、短期目標令和2年度・2020年度に向けて、またその先も見据えて、二酸化炭素排出量の削減に向け、さらなる取り組みを進めなければならず、特に運輸部門については一層の取組強化が必要であると思われまます。

次に3ページ目をお願いいたします。

(2)重点取組項目における指標の進捗状況についてです。

先ほどのCO₂排出量については、あくまでも国の統計から按分などして算定した推計値であり、また数値も約2年遅れとなるため、大まかなトレンドを見るものとなりますが、この表については、各取組項目について、市が取り組んだ実績そのもの、またはそれによる効果の数値となります。概ね目標年度に向けて順調に進捗しているものの、表の2段目「緑の保全活動を行う市民団体の数」そして3段目の「エコドライブに取り組む市民の割合」については平成28年度・2016年度から平成29年度・2017年度にかけてやや後退しており、また、近年の伸び率が少ない項目も見受けられます。

なお、その他の項目も含めた全 22 項目の進捗状況については、資料 2-1 別紙でございます。先ほどの重点取組項目の表及びこの資料 2-1 別紙については、前回の審議会、平成 30 年度第 4 回の開催後、委員の皆さまに補足資料として送付させていただいたものと同じものとなっております。後ほどご覧になっていただければと思います。

以上が、実行計画の現計画の内容となります。

続いて資料 2-2 「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について」をお願いいたします。議題 1、資料 1-2 と同様に、事務局案として追加・修正した部分について赤字で示しております。こちらの資料 2-2 についてが、今日の審議会にてご審議いただきたい内容となります。

まず 1. 「計画改定の基本的な考え方」です。この実行計画は 2050 年までの長期的な目標を掲げているという計画の性質上、現計画からの継続性を意識し、基本的には現計画を踏襲するものとしします。

次に 2. 「改定の概要」の(1)計画の基本的事項についてです。

①の目的・位置づけについては変わるものではありませんが、先ほどの議題 1、資料 1-1 においてもご説明いたしました。近年、国において制定、閣議決定された「気候変動適応法」「地球温暖化対策計画」そして千葉県が策定した「千葉県地球温暖化対策実行計画」を赤字にて追加しております。

なお、この図にはスペースの都合上、入れておりませんが、関連する法律といたしましては「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（通称：省エネ法）」や、「都市の低炭素化の促進に関する法律（通称：エコまち法）」、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（通称：フロン排出抑制法）」などが挙げられます。

続いて②の計画期間については、国の温暖化対策計画、パリ協定、また SDGs の目標年次等を勘案し 2030 年度とし、現行の計画において中期目標年度としている 2025 年度は、次期計画の中間見直しの目安としたいと考えております。

2 頁をお願いいたします。

(2) 施策の体系についてです。現計画との変更点は、3 つです。

1 つ目は赤字①の部分、取組項目それぞれに対応する「期待されるベネフィット」「SDGs のゴール」を追加しました。

これは、温暖化対策の取り組みがその他の分野についても利益を生み出すものであり、持続可能な社会形成に向けて有効なものであることを視覚的に示すことで、次期計画を目にした市民等の方々への理解促進を狙ったものです。

例えば、エネルギーの合理的利用及び創出として、住宅の省エネ・高断熱化を進めることで、部屋ごとの室温差が少なくなり、その結果、期待される便益、すなわちベネフィットとしては、急激な温度差による血圧変動が失神や心筋梗塞、脳梗塞などを引き起こす、いわゆる「ヒートショック」の軽減が期待されます。

これは、SDGs のゴールの「3. すべての人に健康と福祉を」につながるものと考えております。

変更点 2 つ目は、②施策の方向Ⅳに位置していた「循環型社会形成の『促進』」を『推進』に字句を修正し、その上で施策の方向Ⅱと掲載順序を入れ替えました。

これは、施策の方向Ⅰエネルギーの合理的利用と、Ⅱ循環型社会形成の推進、特にエネルギーの循環的利用とが密接な関係にあることに加え、到達が可能となる SDGs のゴールが重複することから、この体系図上で隣り合わせとなるように配置したものです。

そして変更点の3つめは、気候変動適応法が制定されたことや、国の気候変動適応計画が閣議決定されたこともあり、地球温暖化対策には、排出抑制を進める「緩和策」もさることながら、今後は、既に進行している地球温暖化による影響に対して、備える、うまく適応していく「適応策」についても同時に進めていく必要性が高くなっていることから、この体系図に組み込んだものです。

なお、体系図中、真ん中の列については薄文字で印刷しておりますが、これら具体的な取組項目については、次回以降の環境審議会にてご審議いただく予定としております。

説明は以上になります。

後藤会長

はい。ありがとうございました。

ただ今の事務局のご説明に対して何かご意見がございましたら、どうぞお願いします。

大野委員いかがでしょうか。

大野委員

国の施策と合わせて、新しい法律を次々に入れてくると、もの凄くゴールが広がってきてしまって、何をやりたいかが凄く見えにくくなっているのかなという気がします。ですから、必要なことはもちろん、決めていった方がいいことがたくさんありますけれども、あまり広くやってしまうと市民の方も何を自分たちで取り組めばいいのか分からなくなると思います。

そして、例えばこの17のゴールの項目を見たとしても、全てが事務局で扱うことでもないような気もするので、もう少し絞ったほうがやりやすくなっていくような気がします。ですから、それはこの審議会で話すことではないとは思いますが、今後難しいかなという気がしています。

後藤会長

ありがとうございます。

他に何かございませんか。

では私の方から、SDGs のロゴマークがありますが、一般的によく使われているのですか。

循環型社会推進課長

計画などに使われております。

後藤会長

国ですか、あるいは県ですか。国際的にでしょうか。

循環型社会推進課

国際的に使われております。

後藤会長

今後、このロゴがだいたい出てくるのでしょうか。

循環型社会推進課長

出てくる方向で色々な計画がつくられると思います。

後藤会長

ということは、このロゴを市民の方に根付くように、今後何か環境の政策を打ち出していく必要があるのですか。あるような気もしています。

確かに今、大野委員がおっしゃったように、環境と言っても難しいですよね。これだと絵を見て一目で、目指すところがわかるのでそのような使い方をするのでしょうか。

国際的に共通するものなのですか。

循環型社会推進課長

この SDGs の考えについては全ての国・地域で普遍的に適用となっているので、それを分かりやすくするためにこのロゴを使っているということです。

後藤会長

SDGs の考え方というのは、どの機関が提唱しているものですか。

循環型社会推進課職員

SDGs は 2015 年の国連サミットで提唱され採択されたもので、国際的なものでございます。それを日本語訳にして分かりやすく示したのがこちらのロゴになります。

後藤会長

そうであれば、先ほど大野委員がおっしゃったように上手い具合に活用して、市民に根ざした環境計画のなかに入れ込むような、そういう教育もおそらく必要になっていくのでしょうかね。

循環型社会推進課職員

SDGs の実施指針というものが日本政府から出されているのですが、指針には自治体においても SDGs を取り入れていくことが望ましいというように書かれていますので、環境基本計画においてもこれをなるべく反映したような計画にできればと考えております。

後藤会長

例えば、市川市が環境の政策に関して極めてユニークな、他の市町村に比べて特色のあるこういう教育をやっている、ということが一つの目玉にならないでしょうか。これを大きく前面に出す、このロゴを打ち出すことが一つの市川の環境政策の特徴になったらいいのかな、と思いました。なかなか環境の政策が上手い具合にいかない部分があるとずっとお伺いしていて、教育の中にこういうロゴを入れるというアイデアです。

その他、委員の方、ご意見ございましたらお願いします。

西原委員、どんなご意見でも結構です。

西原委員

市民に対してインパクトがある、重点施策などがあれば良いと思います。

石原委員

この審議を聞いて、資料を読んで、違和感があったのは SDGs の扱い方です。これを基本計画の中にも、あるいは実行計画の中にも、今までにやっている対応の一つ一つを無理やり結びつけて、何となくこれと合致した方向でやっています、と形式的に示したように見えた、というのが今の感覚です。

結局、今までが経済一辺倒、開発一辺倒で地球の温暖化にかまわずにどんどんエネルギーを消費してきて、この方法に歯止めを掛けていかないといけないということを言っているのではないのでしょうか。

ただ経済産業政策の中で、SDGs を反映しなければいけないということで書いたのだとしたら、我々がやるべきことはここにあてはめることではなくて、後藤会長のご提案にもあったように、こういうことがこれからの世の中、大事なんだということをみんなに分かってもらえるようなことをする。市民啓発であったり環境教育に入れる。そこにこの SDGs を市川はできるだけ積極的に早めに広く打ち出していくというようなことにした方が良いと思います。

それぞれの施策と結びつけたって、はっきり言って無理なものもあると思います。ここでいう、SDGs のゴールの 4 番だとか 8 番だとか 9 番だとか、なんでこんなものをわざわざこじつけて入れなければいけないのか。そんな事をするくらいなら、全体的に地球環境、将来 100 年先もきちんともみんなが生きていけるための環境政策の中で、そっちに持っていったほうが良いと思います。

SDGs のゴールそれぞれが今までやっている施策ごとにこれと結びついているから良いです、という説明は少し違うのではないかと私も思います。

後藤会長

はい、大野委員。

大野委員

今、石原委員がおっしゃっていたように、国連が採択しているので、色んな経済レベル、色々な他国との関係性を持った国が出していることなので、この 17 のゴールがどの国にとってもち

ろん大事なことだと思いますが、環境と結びつけて話せることばかりではないと思います。

それこそ焼畑農業をやっているところだったとしたら、自然を大事にしようとか、貧困をなくすことによって緑が保全されて環境が保全されるということになるでしょうし、全部は無理だと思います。

ですから、むしろこの問題というのは、循環型社会推進課、環境部だけで扱うわけではなくて市川市の方針として、この 17 のゴールに則った形でやって行きますとした方が、むしろ市川の独自性にもなりますし、アピールするポイントになると思います。そうするとその中で、あるゴールについてはこの課が担当します、別のゴールについては別の課が担当します、というようにした方が市民にとっても分かりやすくなるのではないかと思います。

例えば市川の広報にしても、今度実施するイベント等について、これは SDGs の 4 番のゴールに当たります、というように示して、いつもいつもこのロゴの色が付いていれば、市民にとっても視覚的に、色濃く残ると思いますし、計画の体系で強引に結びつけるよりも市民の啓発運動や教育にも関わっていけると思うので、むしろここが中核となって、他の課を巻き込んでいくという政策に移していくのはいかがでしょうか。

循環型社会推進課長

市川市全体の計画となりますと総合計画が対象となるのですが、SDGs の考え方を踏まえて総合計画の改定を進めていくかということのところまでは、まだ決まっていないと思われます。

今回、環境に関する 12 のゴールについて反映できないかということで、このような事務局案を作ったところですが、分かりにくいということであれば、それをもう一度考えなければならぬと思います。

大野委員

資料 1-2 でも、これはここに当たります、これはそこに当たりますと、色々あったのは、何か凄く無理があるというか、大変そうだなという感じがするので、むしろもう少しポイントを絞った方が、市民にも私たちも分かりやすいと思います。

それからあともう一つ、資料 2-1 別紙では出てきますが、啓発に関する話があまり出てこないと思います。

数値目標がたくさん出ていますが、そのために何をして何を市民に訴えていかなければいけないかという点が凄く見えにくく、それに伴い、行うべきことが凄く分かりにくいと思われるので、啓発の部分と計画の部分とを少し分けて検討していただいたほうが分かりやすいような気がします。

循環型社会推進課長

そのように検討します。

後藤会長

石原委員お願いします。

石原委員

大野委員もおっしゃったけど、まさにそういうことです。

資料 1-3、市民会議からの意見のうち、基本理念の最後のところに、「それぞれに対応する SDGs を示しているが、全体を統合して横串を刺すような考えが必要ではないか。」とあります。

ここに、SDGs の考え方が出てくるべきだろうと思います。SDGs の考え方というものをこれから尊重していかなければいけない、ということを最初に触れて、横串を刺した上で、我々の環境基本計画や実行計画を推進するということになると思います。そこから始まっていくというのが横串になりますね。

そういう進め方で考えていこうというのが今のまさに横串っていう市民の意見であり、大野委員、後藤会長がおっしゃったようなことでもあるだろうと私も思います。

やはり無理して対応させる必要はなくて、さっきから私も大野委員も言いましたが、何も全部のゴールをこじつけて、環境に関わるという話をする必要は全然ないと思います。

無理してそこをやることはないし、いちいち対応させるよりは、SDGs の考え方を前提に環境教育の中でこのようにやる、市民に訴えるこういう政策をやる、何かの指標で示す、広報その他の PR に努めるとか、なんでもいいからそういうのをやっていく。学校に向けては、SDGs 啓発資料等を作った件数を指標にするとか、いくらでもできると思います。

その方がはるかに市川らしさになるかもしれないし、環境を大きな目で捉えたものをみんなに分かってもらうための要素にもできそうじゃないですか。

今、いろんな意見がでてくれたら嬉しいし、これをまとめて、そして、考え直されたらいかがでしょう。

循環型社会推進課長

それでは、次回以降の施策の方向の中でどういう施策が効果的かということを考えて、また、SDGs については無理に当てはめる必要はないというご意見もございましたので、再度検討してみたいと思います。

後藤会長

他にご意見ございましたらどうぞ。

はい、小山田委員どうぞ。

小山田委員

資料 2-2 について、施策の体系に関して期待されるベネフィットの説明がありましたが、これから詳細を詰めていくという認識でよろしいでしょうか。

ここに書いてあることを狙って評価していく、追っていくということで決定なのでしょうか。

循環型社会推進課担当職員

期待されるベネフィットにつきましては、現行計画にも「期待されるコベネフィット」という

ことで掲載しているものです。

ですから、今回改めて何かをやったというものではございませんが、その、ベネフィットが少し分かりづらいと思われる部分もあるので、その先に SDGs のゴールを設定して、実際に施策の方向、表の左から流れていく形で、取り組みを進めていくとその先にどのような効果があり、さらに SDGs のゴールとして定めているものに向かって行く、と視覚的に示したものです。

質問のありましたベネフィットについては、現行計画に掲載しているものです。

小山田委員

ありがとうございます。

期待されるベネフィットについては、ほぼ設定されているとのことですが、例えばヒートショックの軽減について、これを追いかけることはできるのでしょうか。

追いかけれそうなことをしっかりとやって行った方が良いのではないかと思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

循環型社会推進課長

委員のご質問は、効果を具体的な数値などで確認できるようにした方が良い、ということだと思いますが、その通りだと思います。これについても検討したいと思います。

後藤会長

よろしいでしょうか。

それでは、議題 2 に関してずいぶん意見が出ましたから、事務局の方で整理、検討をよろしくお願いいたします。

後藤会長

それでは次に進みたいと思います。

「松戸市クリーンセンター建替えに伴う、松戸市のごみの受入について」、説明の方は席の移動をお願いいたします。

それでは、報告「松戸市クリーンセンター建替えに伴う、松戸市のごみの受入について」、クリーンセンターより説明をお願いいたします。

クリーンセンター所長

それではクリーンセンターから説明させていただきます。

資料 3、A4 横の資料となります。

松戸市の状況からご説明いたします。松戸市には市内にクリーンセンターが 2 施設あり、そのうちの一つ、高柳クリーンセンターが老朽化により建て替えのため、今年度末に操業を停止する予定となっております。建替え後、新クリーンセンターは令和 12 年度に稼働開始を予定しており、それまでの間、処理能力が不足することから、近隣市にごみの処理の応援をお願いしたいしております。特に、ごみの運搬に外かん道路を利用できる市川市、浦安市に応援をお願いした

いとしております。

これを受けまして、市川市と浦安市の対応でございますが、市川市では平成 28 年 5 月に松戸市からの応援要請の申入れを受けまして、翌月の 6 月に市川市議会議員の方々にご報告をし、松戸市の窮状を鑑み、自治体間の相互支援の観点から、可能な範囲で松戸市のごみを受け入れる方向で検討を進めてまいりました。

市川市におきましては、ごみの減量を進めている最中であり、また今のクリーンセンターにつきましては、今後、建替計画をしているところではございますが、今のクリーンセンターが稼働している期間に限り、本市のごみ処理行政に一切支障のない範囲で、松戸市のごみ処理を応援してまいりたいと考えております。

なお、松戸市のごみの処理にかかる費用につきましては、松戸市が負担をいたします。受入計画といたしましては、開始時期は来年度の 4 月 1 日より、受入量としましては、市川市では 1 日当たり約 50 トンのごみを、車両台数として約 8 台に積み替えた上で、受入れることを予定しております。

搬入経路につきましては、市内の道路に影響を与えないよう、外かん道路の有料道路を使いクリーンセンター付近から外かん道路の側道部分を通行することを計画しております。通行量を 1 日 8 台に減らすとともに市内の市街地を通行しないようにするなど、近隣の皆様に大きなご迷惑をお掛けしないように計画をしてまいりたいと考えております。

クリーンセンターからの報告は以上となります。

後藤会長

はい、ありがとうございました。

今のクリーンセンターからの説明に関して何かご意見ご質問ございましたらお願いします。

はい、石原委員。お願いします。

石原委員

少し確認したいと思います。市議会でも一回説明を受けたのですが、今の説明で気になった点があります。

受入計画の部分で、一日 8 台で一台当たり 6.5 トンと書いてありますが、積み替えをしてという説明がありました。

これは左上の図でパッカー車の絵があります。パッカー車というのは普通 2 トン車や 3 トン車だと思いますが、6.5 トンということは、それを積み替えて台数を減らすということですね。

詳しい説明をお願いします。ダンプなど大きな車に積み替えて、持ってくるということですか。

クリーンセンター副参事

2 トンのパッカー車でそのまま持ってきてしまいますと車両台数がかなり増えてしまいますから、これを効率よく運搬するためにごみを圧縮して 6.5 トンのコンテナに積み替えて市川市までもってくるというものでございます。

大野委員

1日に52トンくらいになるということですか。

クリーンセンター副参事

はい。一台当たり6.5トンとして、概算で1日50トンくらいで計画しております。

石原委員

ちなみにその場合の積み下ろし方はどうなりますか。

今のクリーンセンターではパッカー車から直接、ごみをピットに投入していますが、コンテナになると、どんなオペレーションをするのですか。

クリーンセンター副参事

後ろが開くダンプ式のコンテナですので、パッカー車と全く同じようにダンプアップしてごみを投入するという形式になっております。

後藤会長

よろしいですか。他になければ私からよろしいでしょうか。

このごみの搬入に伴って臭気あるいは騒音などももちろんあると思いますが、この資料だけではよく理解できなかったものですから、少し説明をお願いします。

クリーンセンター副参事

運搬にあたりまして専用のコンテナを用います。

コンテナは密閉構造となっており、臭気や液体が漏れるといったことはございません。通常のパッカー車と同じ程度の密閉性は十分に確保されております。

後藤会長

騒音に関してはいかがですか。

クリーンセンター副参事

騒音につきましては、6.5トンの荷物を積むため、2トンのパッカー車に対して、車両としてはやや大きくなることから、音は若干大きくなるかも知れませんが、通常の車両が通るのと同じでございますので、特段の影響があるとは考えておりません。

後藤会長

アセスメントの規模ではもちろんないのですが、大体どれぐらいの騒音が発生すると推察、計算されていますか。

少なからず負荷を与えるわけで、そのあたりで何かありましたらよろしく申し上げます。

クリーンセンター副参事

現状で、燃やすごみとしてはパッカー車で1日140台が入ってきております。

これに対して、今回は8台が追加されるというもので、非常に大きな影響を及ぼすものとは考えておりません。

ご指摘の通り、ごみを運搬する車両8台によって、騒音が出るというのは事実でございますが、燃やすごみ1日140台、その他の市民の皆様が持ち込む車の台数などを考えますと、相当な台数がクリーンセンターに往來しておりまして、追加となる車両8台が大きな影響を及ぼすとは今のところ考えてございません。

後藤会長

分かりました。ありがとうございます。

はい、稲葉委員。

稲葉委員

資料の中で令和12年度に稼働予定とありますが、これは松戸市の新たなクリーンセンターのことだと思えます。

そうすると、今、市川市のクリーンセンターの建替え計画を進めている中で、前に審議会でも審議したように、例えばその規模について、この松戸市分も処理する計算で考えていかなければいけないのかどうか、まず一点確認させてください。

クリーンセンター副参事

松戸市のごみを受け入れるのは、処理能力に余裕のある今のクリーンセンターに限っての話ですので、次のクリーンセンターには松戸市分のごみを受け入れる余分の能力というのは計画してございません。

稲葉委員

それでは、例えば市川市が具体的にクリーンセンターの建替えをする時には松戸市との契約を終了するということですね。

その先、松戸市のごみの処分はどうなるのですか。

クリーンセンター副参事

市川市のクリーンセンターを建替えると、次はもう松戸市のごみは受け入れないのは、ご指摘の通りです。

松戸市は浦安市、市川市以外にも近接市に応援を要請するとしておりまして、市川市が今のクリーンセンターの操業を終えた時は、松戸市は他の自治体などに応援を求めると理解しております。

稲葉委員

そうすると、市川市の今のクリーンセンターでは松戸市のごみを受け入れるが、次のクリーンセンターでは処理能力をコンパクトにするため、その際は受入れはしないという、最初からそういう契約であるということですか。

クリーンセンター副参事

はい、その通りでございます。

後藤会長

はい、大野委員。

大野委員

今の稲葉委員の話とは逆に、市川市が他市にお願いする場合の話なのですが、日常生活に欠かせないものを建替える時は、他の市に頼まないといけないということが出てくると思います。

それから、何か災害があった時に出るごみの量は莫大ですから、それを考えると、他の市と協定を結ぶのか分かりませんが、ある程度お互いに相互扶助の精神で、受け入れる、ということをおあらかじめ含めて建替えの計画を立てることを少し考えていただいても良いのかと思います。

松戸市のごみの受入れと直接関係ありませんが、あくまでも意見として述べさせていただきました。

環境部次長

それでは、市川市の建替え計画についてご説明いたします。

市川市では建替えの建設候補地は今のクリーンセンターの横に確保していますので、建替え計画において近隣市にごみの処理を頼むことは無いと思っています。

松戸市のごみの受入れについて、少し説明が不足しておりましたが、浦安市と市川市で松戸市からの全てのごみ処理が可能だということではなく、民間の処理施設にも出すように計画しています。ですので、民間処理施設に加え近隣市が応援するという考え方です。

それから災害時のことですが、市川市も含めて千葉県内の市町村は全てごみ処理における災害協定を結んでいまして、相互支援協定を結んでいます。

ですので、先の震災の時には、市川市は旭市の災害廃棄物の受入れをしております。このようにして県内での相互支援策は練っているところですし、さらに市川市クリーンセンターの建設計画については、災害廃棄物分の余力というものも10%程度を見込んでいまして、他の地域で震災等があった時にはオールジャパンで対応する、災害廃棄物を処理する余力を少しずつ持って、みんなでシェアして処理をする、そのような基本的な計画になっております。

以上でございます。

大野委員

ありがとうございました。

ごみ処理における自治体間の協力体制がよく分かりました。

後藤会長

他に何かご意見、ありませんか。よろしいでしょうか。

それでは予定しておりました議題は、全て終了しました。

これをもちまして、本日の「市川市環境審議会」を閉会いたします。